親睦会のご案内

公益社団法人

新座市シルバー人材センター親睦会

親睦会活動は!!

「仕事もプライベートも楽しみたい！」

・主な目的は会員同士の親睦を深め、会員の豊かな生活づくりを支援することが目的です。

・親睦会は、新座市シルバー人材センターの会員で構成されています。

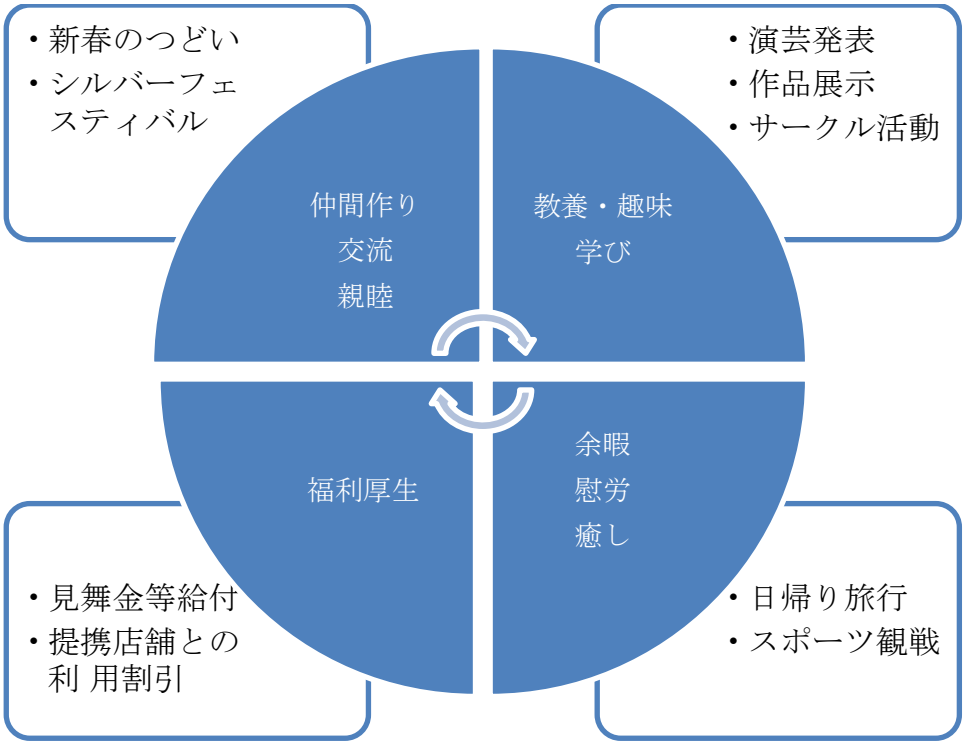

是非　親睦会活動へ参加して下さい。

親睦会活動の紹介

1　新春のつどい開催

新年を迎えて会員が一同に会し新春を祝い講演やアトラクションを楽しみ親睦を重ねています。

2　親睦会文化祭

多彩なアトラクションや演芸発表、サークル活動の紹介を会員や市民に案内し日頃の成果を披露します。

（演芸発表・絵画・書道・写真・料理・パターゴルフ・各サークル PR）

3　日帰り旅行開催

春、秋の年２回　風景、グルメ、歴史を探訪し、会員間の交流を深めています。

4　サークル活動への助成

さまざまな趣味の方の集まりで現在 7 サークルの登録があり、多くの方が活動しております。

その活動に親睦会から助成金の配分を行っております。

5　地区厚生事業の助成

地域での会員同士の交流や親睦活動などのために地区へ助成金を支給しています。

6　福利厚生活動

慶弔見舞金等給付などを行っています。

7　親睦だより

季節ごとの内容紹介、サークル紹介、会員の活動、親睦会活動の報告、コラム等を掲載し情報発信しています。

写 真 で 見 る 主 な 事 業

◎新春のつどい

当選 !!

華麗な舞台

◎文　化　祭

皆で一緒に

切り絵作品展

◎日帰り旅行

良い天気に恵まれて

酒蔵で･･･

美味しい料理

日光

海野宿

大前恵比寿神社

豊かな人生を彩る・・・・・

親 睦 会 サークル 活 動

1、ゆうゆうゴルフ会

“マナーを守り、プレーは楽しく” をスローガンにコンペは年５回練習会は毎月第２、第４月曜日に朝９時頃より自由参加です。青い空、白い雲、緑の絨毯から華麗なるナイスショットは気分爽快楽しいゴルフを楽しみませんか。昔鍛えたゴルフの腕を自称腕自慢の仲間たちと・・・・更に毎年新年会を開催、またシルバーフェスティバルに参加し親睦を深めています。貴方、貴女様の入会を一同大歓迎致します。

2、ゆうゆうハイキングクラブ

定例ハイキングは年６回行っています。埼玉・東京近郊の名勝、史跡めぐりと、自然の空気を満喫した里山歩きは、約８km の距離を歩きます。この会は仕事や趣味のイベントなどで知り合った方の会員相互の親睦を図り、健康維持に努め楽しく愉快に活動しています。

皆様のご参加をお待ち致しています。

3、朋　　友　　会

この会は有名観光地をめぐりその土地の珍しい草花を眺め、史跡探訪で、見る、歩くことを楽しむ会です。他に名所史跡巡り、真夏の納涼会など、年４回仲間達と健康増進と相互の交流を図っております。一度参加された方はやみつきで毎回参加です。入会ご希望の方は代表者にお問い合せ下さい。待ち致しております。

4、銀声カラオケクラブ

今年創立 20 年になる唄の好きな仲間からなるサークルです、合言葉、“今日も楽しく歌いましょう”で、月２回第１水曜日・第３日曜に、志木駅周辺のカラオケ店貸し切りで飲んで唄ってのひと時です。暑気払い、クリボー会（クリスマス・忘年会）を実施、新会員大歓迎です。会員の皆様の体験入会をお待ちしております。

５、健遊会ボウリングクラブ

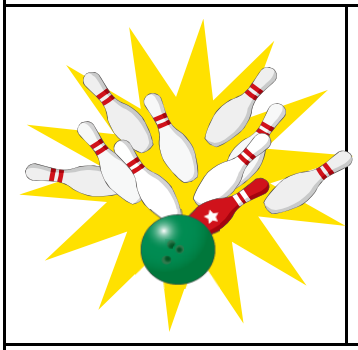

本会はボウリングを通じて会員の健康維持を図ると共に会員相互の親睦を図り深める事です。活動は年６回ほど、主に新座駅前のＣＫボウルで 11 時より実施、途中昼食会で元気を養います。

会員の３割が女性会員で華やかです。「 現 在 」のメンバーは若い時の経験者ですが今はスコアーは二の次でプレーを楽しんでいます。皆さんの入会をお待ちしております。

６、硬式テニスサークル

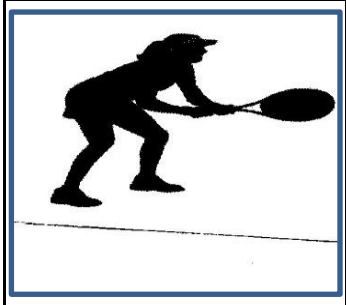

新座市営のコートを利用し月数回、歳を忘れて元気にプレーを楽しんでおります。入会費、年会費は無料、コート代・ボール代は当日参加者で割勘、メンバーにはシルバー会員の他に硬式テニス愛好家もおりレベルアップになっております。シルバー会員の加入をお待ち致しております。

7、健食交流会

健康で楽しい毎日を過ごすため、おいしいものを食べ、食を通し仲間と交流を図ることを目的したサークルです。

活動としては６月・９月・12 月・３月の第３金曜日

場所としては ふるさと館

新しいサークルです。宜しくお願いいたします

※※※※ 入会等のお問い合わせは事務局へ ※※※※

電話：048－481－4305

参考資料

公益社団法人新座市シルバー人材センター親睦会会則

（平成５年６月３０日）

（名称、事務所）

第１条　本会は公益社団法人新座市シルバー人材センター親睦会と称し、事務所は新座市シルバー人材センター(以下センターという)事務局内に置く。

（目的）

第２条　本会は会員の相互理解と親睦を深め、会員の豊かな生活づくりを支援し、あわせてセンター事業の進展に寄与するものとする。

（事業）

第３条　本会は前条の目的を達成するため次の事業を行い、事業の円滑なる運営と発展を期するためセンター及び関係団体と連帯協調に努めるものとする。

⑴　教養、保健、趣味のための集会

⑵　見学、慰労のための旅行会の開催

⑶　見舞い金等の給付

⑷　その他活動に必要なこと

２　見舞金の給付額は別紙１「見舞金等給付基準」のとおりとする。

（会員）

第４条　本会の会員は、センターの会員及び特別会員（センター役員）とする。

（会費）

第５条　本会の会費は、年会費６００円とする。ただし、年度の途中で会員となった者の会費は、次の表の左欄に掲げる会員となった日の属する月の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

４月から６月	６００円
７月から９月	４５０円
１０月から１２月	３００円
１月から３月	１５０円

２　会員が諸事情により会費を納めることが困難なときは、役員会の承認を得て、その会費を免除することができる。

（役員）

第６条　本会に次の役員を置く。

⑴　会長　　１名

⑵　副会長　　３名

⑶　会計　　１名

⑷　幹事　　１５名以内

⑸　監事　　２名

幹事及び監事は前年度役員会において選出し、総会の承認を得なければならない。会長、副会長及び会計は幹事の中から互選する。

２　本会に、顧問・相談役を置くことができる。

（任期）

第７条　役員の任期は２年とし再任されることができる。

⑴　補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

⑵　役員は辞任した場合または任期満了の場合において後任者が就任するまで前任者がその職務を行わなければならない。

（任務）

第８条　会長は会を代表して会務を統括する。

２　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

３　会計は会計事務を行う。

４　幹事は役員会を構成し会務を執行する。

５　監事は会計及び会務の執行を監査し総会に報告する。

（会議）

第９条　会議は総会及び役員会とする。

（総会）

第１０条　総会は毎年１回開催し、この会則に規定するもののほか次に掲げる事項を議決する。

⑴　事業計画及び収支予算の決定

⑵　事業報告及び収支決算の承認

⑶　その他親睦会の運営に関する重要事項

２　議長はその総会に出席した会員の中から選出する。

（役員会）

第１１条　役員会は必要に応じ会長が招集する。役員会の議長は会長がこれにあたる。

（経費）

第１２条　本会の経費は会費、特別会費、寄付金、その他の収入から支出する。

２　本会事業の旅行行事及び交流会行事に要する経費の一部を参加者から特別会費として徴収する。その徴収金額は役員会で定めるものとする。

３　特別会費を徴収する行事の会計は、親睦会会計と区分し、収支決算書を総会に報告する。

（予算及び決算）

第１３条　本会の収支予算は、総会の決議を経て定め、収支決算は年度終了後２ヶ月以内に監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第１４条　会計年度は毎年４月１日に始まり翌年３月３１日までとする。

（会則の変更）

第１５条　この会則の変更は、総会において出席した会員の２分の１以上の同意を得なければならない。

（委任）
第１６条　この会則の施行について必要な事項は役員会において別に定めるものとする。

附　則
この会則は平成５年６月３０日から施行する。ただし、第７条第１項に規定する役員の任期は平成６年度総会までの１年間とする。

≪途中略≫

附　則
この会則は平成２８年６月２５日から施行する。

別紙１

見舞金等給付基準

（目的）

第１条　この基準は、公益社団法人新座市シルバー人材センター親睦会の正会員(以下「会員」という。）が災害に罹災したとき又は死亡したときの見舞金及び弔慰金（以下「見舞金等」という。）の給付に関し必要な事項を定める。

（給付額）

第２条　会員に支払う見舞金等の給付額は、別表に掲げる種別によるものとする。

（請求）

第３条　この基準に定める見舞金等の給付を受けることのできる会員は、所定の請求書により会長に対し請求するものとする。 ただし、 会員が死亡したときの請求は遺族とし、 遺族のない場合又は遠隔地に居住する場合は、 会長は特に受給者を指定して支給することができる。

２　請求の根拠となる事実の証明は、センター事務局長の調査又は報告によることができる。

（基準）

第４条　この基準に定めるもののほか、必要な事項は役員会で定める。

別表

見舞金等種別	給　付　条　件	給　付　額
災害 見舞金	災害（地震・風水害等の自然災害及び火災等）により住居に被害（半壊、床上浸水又は半焼以上）を被った場合	5，０００円
弔 慰 金	会員が死亡したとき	5，０００円

備考　弔慰金の支給については、会員遺族の希望しないものは除外する。